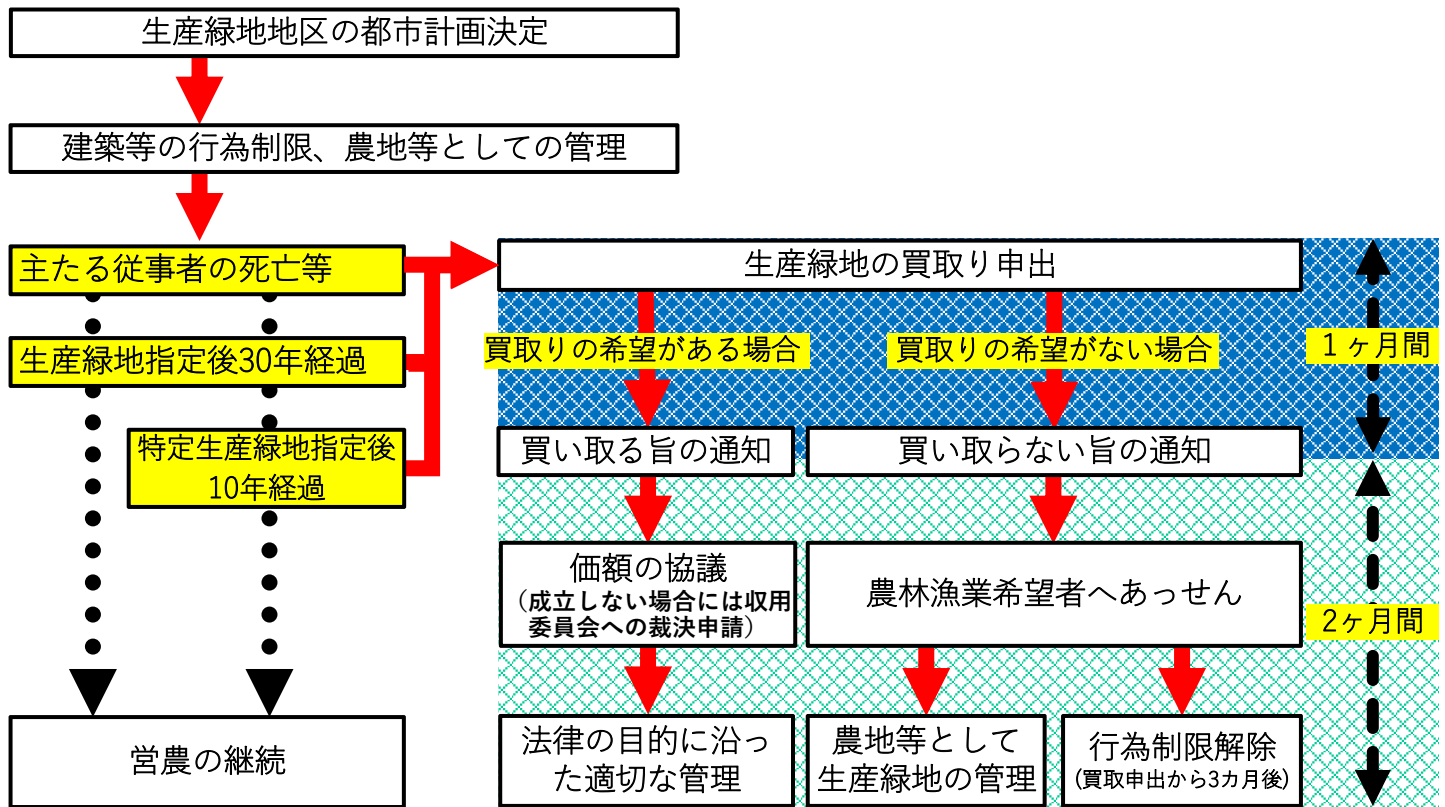


生産緑地の買取り申出に関する手続きの流れ

松戸市

< 手続きの流れ >



買取申出書に添付すべき書類

- (1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書（農業委員会発行）
- (2) 登記簿謄本[全部事項証明書]（法務局発行）
- (3) 公図（法務局発行） **※土地の一部が見切れている場合は再提出をお願いしております。**
- (4) 位置図（住宅地図等）
- (5) 印鑑登録証明書（市区町村発行）
- (6) 遺産分割協議書、遺言書、法定相続情報など（所有権移転の登記が完了していない場合）
- (7) 権利の消滅に関する同意書（農地等利害関係人[抵当権者等]がいる場合）
- (8) 念書（税務署など「権利の消滅に関する同意書」の提出が不要となる場合）
- (9) 委任状（代理人が申請する場合）
- (10) その他必要とする書類

よくある質問

- Q1 所有者の家族が死亡（故障）した場合には買取り申出ができるのか。
A1 上記家族が農業の主たる従事者であれば、買取り申出が可能です。
- Q2 指定から30年が経過した生産緑地は自動的に解除されるのか。
A2 指定から30年が経過した後も生産緑地の指定は継続します。従来と同様に買取り申出の手続きは必要になりますが、いつでも買取申出が可能になるなど、一部条件が緩和されます。
- Q3 相続人が確定していない場合は買取申出ができるのか。
A3 買取り申出は可能ですが、買取申出書に相続人全員の署名と捺印（実印）が必要です。また、法務局が発行する「法定相続情報一覧図の写し」もあわせて提出をお願いします。
- Q4 買取り申出中に独自で第三者と売買契約を結ぶことは可能か。
A4 買取り希望があった場合、その時点で買取希望者との契約が成立することとなっておりますので、制度の内容をご理解のうえ、手続きを進めるようお願いいたします。

街づくり部 みどりと花の課 047-366-7378(直通)